

選挙権について

選挙についての有権者とは何か？と云いますと法律的には公職選挙法第九條に「日本国民で年令満二十年以上の者は衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」とあるが、日本国民で満二十才以上の者は選挙権があることになつて居ります。然し選挙権があるから誰でも投票できるか云うことになりませんが、実質的には選挙人名簿に登録せられて居ないと投票できないことになりま。

の名簿を抹消いたしますから本市に於ては選挙権がなくなりま。2 地方選挙については本市の名簿に登録せられた方でも他市町村へ転出せられると権利を失ひま。これを普通「失格者」と云つて居りますがこの人は投票することができません。但し転出されてもその転出が一時的の出稼等のものであれば失格する事はありません。

最高裁判所裁判の国民審査の投票について

来る二月二十七日には衆議院議員選挙が行われます。この衆議院議員の選挙には最高裁判所裁判官の国民審査が併せて行われますので投票の順序等について御説明申上ますから御間違えないう御注意下さい。

- 1 入場券を受付係に出されま。2 番号を記入してくれま。3 券を持って名簿対照係の処であなたの名前が名簿に登録されて居るかどうかを調べま。4 次に入場券を渡す。5 この用紙を持って次の記載所に行つて記載しませが記載に

氏名 池田 克

知事選挙成績一覽表

Table with 3 columns: A 地区, B 地区, C 地区. Each column lists districts, number of voters, votes, and percentages. Includes a fire prevention week notice at the bottom.

昭和三十年三月定期市議会は三月十一日召集せられ一月定期市議... 万円の減収となつております。僅か一商工関係については商工会議所... 市税減免について、税務委員会付託